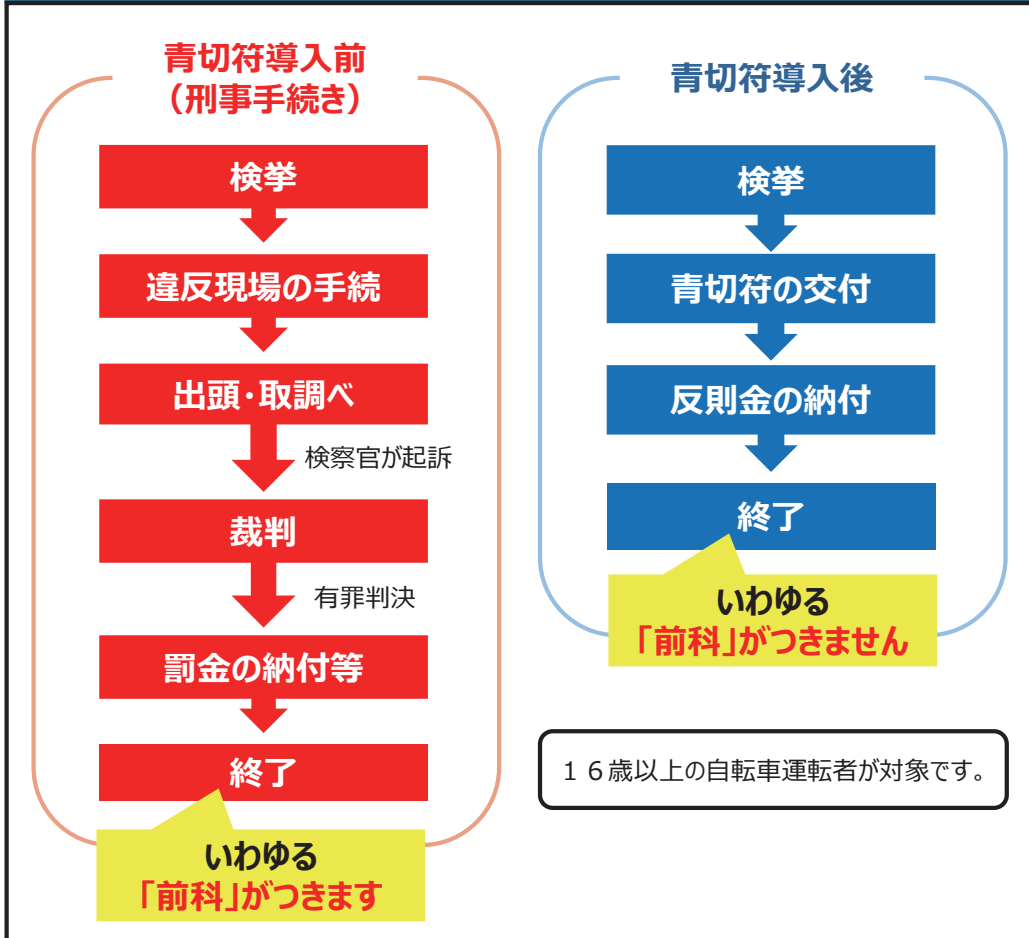


青切符導入前後の違い



自転車の交通ルール

～交通事故 あわない・おこさないために～

自転車の指導取締りの基本的な考え方

- ・指導取締りの基本的な考え方は青切符導入前後で変わりません。
- ・自転車の交通違反は基本的に「指導警告」が実施されます。
- ・ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑になったりするような、「悪質・危険な違反」であった場合は、取り締まりを行います。

■ 問合せ先
堺市 建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課 TEL:072-228-7636

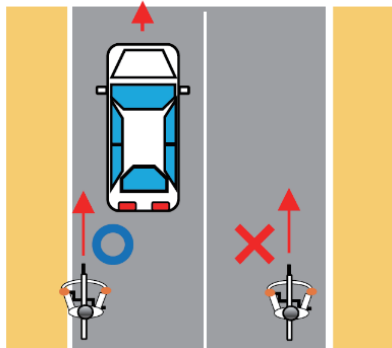
本印刷物は令和7年9月警察庁公表「自転車ルールブック」を参照して作成しています。

「交通事故をなくす運動」堺市推進協議会

2026.4

車道通行のルール

歩道 車道 歩道

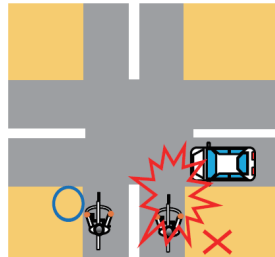


自転車は道路交通法上「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。原則として、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません。車道を通行する場合、自転車は基本的に道路の左側端に寄って通行します。

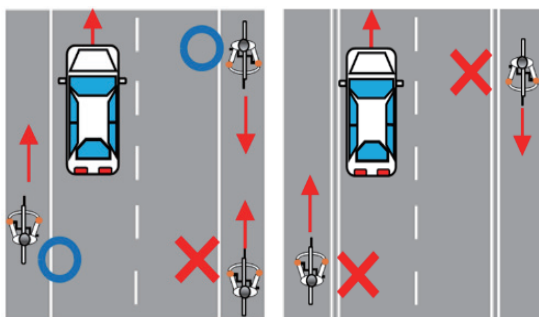
違反した場合、「通行区分違反」：反則金6,000円

★逆走・右側通行はなぜ危険なのか

駐車車両等の障害物があるときや、見通しの悪いカーブで、対向車から自転車が見えず、正面衝突する危険があります。自転車が車道の右側を通行していると、交差点で自転車が自動車の左方から飛び出してきたときに、自動車の発見が遅れ、ブレーキをかけることが遅れる可能性があります。



路側帯を通行するときのルール



自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければいけません。ただし、白の二本線で標示された路側帯（歩行者用路側帯）のときは、路側帯内を通行できません。

違反した場合、「通行区分違反」：反則金6,000円

路側帯

歩行者用路側帯

NO	反則行為	反則金の額	
31	進路変更禁止違反	5,000円	
32	追い付かれた車両の義務違反		
33	乗合自動車発進妨害		
34	割り込み等		
35	交差点右左折等合図車妨害		
36	交差点優先車妨害		
37	緊急車妨害等		
38	交差点等進入禁止違反		
39	無灯火		
40	減光等義務違反		
41	合図不履行		
42	合図制限違反		
43	警音器吹鳴義務違反		
44	乗車積載方法違反		
45	軽車両整備不良		
46	自転車制動装置不良		
47	泥はね運転		
48	転落等防止措置義務違反		
49	転落積載物等危険防止措置義務違反		
50	安全不確認ドア開放等		
51	停止措置義務違反		
52	公安委員会遵守事項違反		
53	通行許可条件違反		3,000円
54	歩道徐行等義務違反		
55	路側帯進行方法違反		
56	並進禁止違反		
57	軌道敷内違反		
58	道路外出右左折方法違反		
59	交差点右左折方法違反		
60	環状交差点左折等方法違反		
61	軽車両乗車積載制限違反		
62	制限外許可条件違反		
63	原付等牽引違反		
64	自転車道通行義務違反		
65	警音器使用制限違反		

道路交通法では自転車の青切符の対象となる違反行為の根拠法令は113種類あります。反則行為としては65種類になります。

NO	反則行為	反則金の額
1	携帯電話使用等(保持)	12,000円
2	放置駐車違反	9,000円(駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合) 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:12,000円 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:11,000円 駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合:10,000円
3	遮断踏切立入り	7,000円
4	速度超過	6,000円(超過速度が15km/h未満の場合) 超過速度が25km/h以上30km/h未満の場合:12,000円 超過速度が20km/h以上25km/h未満の場合:10,000円 超過速度が15km/h以上20km/h未満の場合:7,000円
5	駐停車違反	6,000円(駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合) 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:9,000円 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:8,000円 駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合:7,000円
6	信号無視	6,000円(点滅信号を無視した場合は5,000円)
7	通行区分違反	6,000円
8	追越し違反	
9	踏切不停止等	
10	交差点安全進行義務違反	
11	環状交差点安全進行義務違反	
12	横断歩行者等妨害等	
13	安全運転義務違反	
14	通行禁止違反	
15	歩行者用道路徐行違反	
16	歩行者等側方通過義務違反	
17	急ブレーキ禁止違反	
18	法定横断等禁止違反	
19	路面電車後方不停止	
20	優先道路通行車妨害等	
21	環状交差点通行車妨害等	
22	徐行場所違反	
23	指定場所一時不停止等	
24	幼児等通行妨害	
25	安全地帯徐行違反	
26	被側方通過車義務違反	
27	通行帯違反	
28	道路外出右左折合図車妨害	
29	指定横断等禁止違反	
30	車間距離不保持	

歩道を通行するときのルール

★歩道通行できる場合について

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは普通自転車※は歩道を通行することができます。

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができる」とされているとき
- ② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

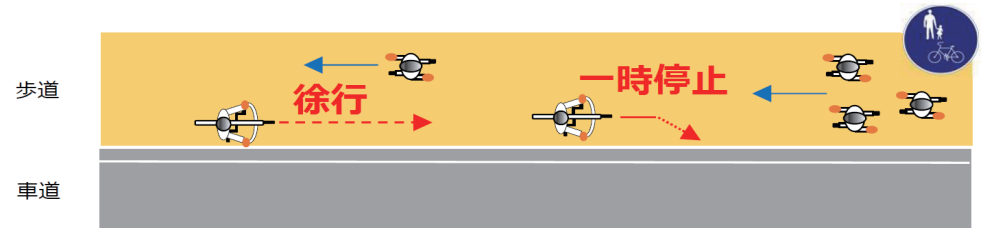


「普通自転車歩道通行可」の道路標識・道路標示

※普通自転車以外の自転車として
タンDEM自転車、ペロタクシー、牽引自転車等があります

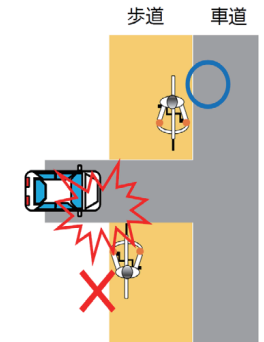
普通自転車で歩道を通行することができる場合に、歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければいけません。
また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければいけません。

違反した場合、「歩道徐行等義務違反」：反則金3,000円



★歩道で車道寄りを通行しなければいけないのはなぜか

路外の施設や交差道路から出てくる自動車との距離を確保して、自動車から自転車を発見しやすくし、ブレーキをかける時間を確保することで、事故を防止するためです。



自転車の通行が制限されているときのルール

車両通行止め 車両進入禁止 歩行者用道路



一方通行道路の逆走をはじめ、自転車を含む車両の通行が一律に禁止されている道路を通行してはいけません。

違反した場合、「通行禁止違反」：反則金5,000円

ただし、「自転車を除く」の補助標識があれば、自転車は通行することができます。



自転車を除く

一時停止に関するルール

一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で停止します。停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければいけません。

違反した場合、「指定場所一時不停止」：反則金5,000円

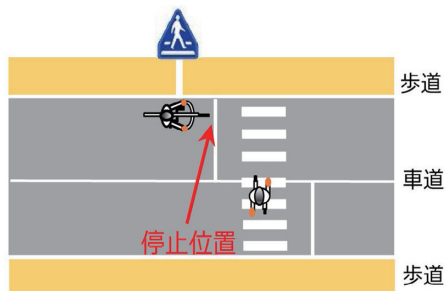


停止位置

停止位置は、停止線の直前

停止線がなければ、交差点の直前で停止

横断歩行者の優先



横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の直前（停止線がある時はその直前）で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければいけません。

違反した場合、「横断歩行者等妨害等」：反則金6,000円

④青切符ではなく、刑事手続によって処理される重大な違反

(例) 酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転 携帯電話使用等（交通の危険）

酒酔い運転
酒気帯び運転



妨害運転



携帯電話使用等（交通の危険）



自転車のヘルメットについて

自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が努力義務とされています。

大阪府下で自転車の交通事故死者数の内、
約6割が頭部損傷です。

【大阪府】自転車の交通事故（令和3年～令和7年）

※全死者数

676人



自転車の死者数の

約57%(87人)が

頭部負傷

頭部
約57%

頭部以外
約43%

頭部負傷のほぼ全員が

ヘルメット
非着用!

※大阪府下で令和3年～令和7年における交通事故死者数

出展：大阪府交通対策協議会「令和8年 府民運動大綱」

いのちを守るためにもヘルメットを着用しましょう!

悪質危険な行為の例

①反則行為の中でも重大な事故につながるおそれが高い違反

(例) 遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
携帯電話使用等（手に保持して通話や画面注視したとき）

遮断踏切立入り 自転車制動装置不良 携帯電話使用等（保持）



②違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険性が高まっているとき

(例) 違反を同時に2つ以上行い、事故の危険が高まっているとき

2人乗りしながら
赤信号を無視



傘を差しながら
一時不停止



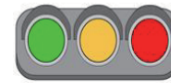
③違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき

(例) 警察官による指導警告に従わず、右側通行を継続したとき



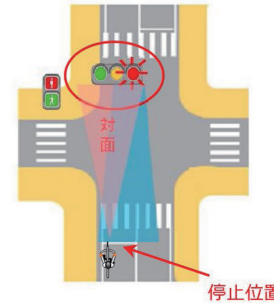
信号に関するルール

自転車は車道を進むときは「車両用信号」に従います。横断歩道を進むときは「歩行者用信号」に従います。
「車両用信号」が黄色の場合、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。
ただし、歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合、車道を通るときであっても「歩行者用信号」に従います。
違反した場合、「信号無視」：反則金6,000円



車両用信号

車道進行時

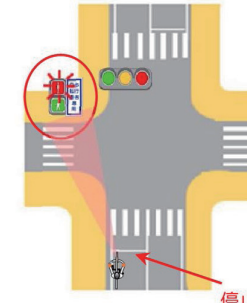


「車両用信号」に従い、
停止線で止まる



「歩行者・自転車専用」

車道通行時の例外

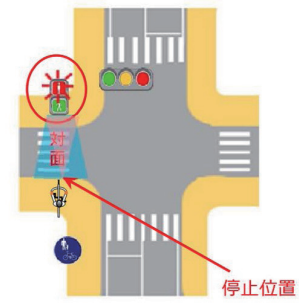


「歩行者・自転車専用」の標示が
あるときは、「歩行者用信号」に
従い、停止線で止まる



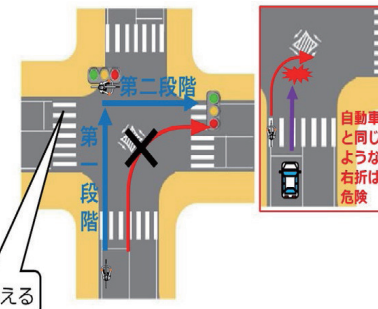
歩行者用信号

横断歩道進行時



「歩行者用信号」に従い、
交差点の直前で止まる

右折に関するルール



向きを変える

交差点を右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければいけません。（いわゆる二段階右折）

違反した場合、「交差点右左折方法違反」：反則金3,000円
信号交差点で二段階右折しなかった場合、「信号無視」：反則金6,000円

傘差し・イヤホン装着での運転

傘差し運転やイヤホンをつけての運転は禁止です。

違反した場合、
「公安委員会遵守事項違反」：反則金5,000円



★傘差し・イヤホンが危険なのはなぜか

傘差し運転は、自転車のハンドル、ブレーキの操作が難しくなります。
イヤホンをつけての運転は、周囲の音が聞こえず、自動車や歩行者の動きに気づけなくなり、重大な事故に発展するおそれがあります。

携帯電話使用の禁止



自転車を運転するときは、携帯電話・スマートフォン等を使って通話したり、表示された画像を注視することが禁止です。

携帯電話使用等（交通の危険）

実際に事故を起こしたり、歩行者の通行を妨害するなどして実際に交通の危険を生じさせた場合

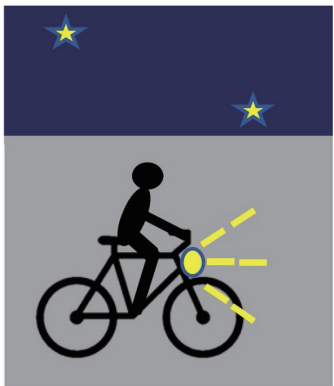
1年以下の拘禁刑
又は30万円以下の罰金

携帯電話使用等（保持）

手に保持して通話
手に保持して画面を注視

反則金12,000円

無灯火の禁止



夜間は、ライトをつけなければいけません。

違反した場合、
「無灯火」：反則金5,000円

★無灯火が危険なのはなぜか

ライトを点灯させないと道路の状況の確認や、周りの自動車、歩行者の発見が難しくなります。
自動車や歩行者からも自転車の存在を発見しにくく、自動車や歩行者と衝突したり、誤って道路から用水路に転落するなど、重大な事故につながるおそれがあります。

踏切を通過するときのルール



遮断機が閉じようとしているときや警報器が鳴っている間は、その踏切に入ってはいけません。

違反した場合、
「遮断踏切立入り」：反則金7,000円

並進の禁止



自転車は、並進禁止です。

違反した場合、
「並進禁止違反」：反則金3,000円

★並進してはいけないのはなぜか

自動車や歩行者を巻き込んだ事故に発展するおそれがあります。
また、自動車や歩行者の通行するスペースが狭くなり、他の自動車や歩行者の通行に支障を及ぼすおそれがあります。

ブレーキ不良の自転車運転の禁止



ブレーキがない自転車や、ブレーキが故障した自転車を運転してはいけません。

違反した場合、
「自転車制動装置不良」：反則金5,000円